

1 大阪発“地方分権改革”ビジョン〔H21.3〕

◇市町村への権限移譲

◆第1フェーズ(H22～)

・府内全市町村に特例市並みの権限を移譲（約 2,000 条項）

◆第2フェーズ(H26～)

・府でなくては担えない事務を除く全ての事務を市町村へ移譲
⇒府の全ての権限のうち、**他府県での移譲実績を踏まえて、半分（4,000 条項）を超える権限の移譲**を目指す

◇市町村の体制整備

◆市町村が、自らの判断と責任で、住民に身近な行政サービスを総合的に担うためには、**中核市程度の規模に再編**していくことが望ましい。

■大阪府・市町村分権協議会取りまとめ〔H21.3〕

「大阪発“地方分権改革”の推進に向けて」

◇市町村への権限移譲

府でなくては担えない事務を除くすべての事務を市町村に移譲することを最終目標とし、まずは当面の取組みとして、特例市並みの事務権限を移譲することを検討すべき

・市町村は基礎自治体として、自らの判断と責任で、住民に身近な行政サービスを総合的に担うべき
・府は、広域自治体として本来担うべき広域的機能や市町村の補完機能、連絡調整機能に一層重点化していくことが必要

◇市町村の体制整備

府は、事務の内容や地域の実情に応じた広域連携手法を検討するとともに、積極的にコーディネート機能を発揮し、市町村間の広域連携に向けた取組みを支援していく必要がある

2 「特例市並みの権限移譲」の取組み状況〔H25〕

◇移譲状況

⇒**1,955 条項【全国 1 位】**

《H21:779 条項で全国 15 位、H24 から全国 1 位》

※「特例市並みの権限移譲」以外で、特例条例により移譲しているものを含む

◆移譲率（H22～H25 年度末までの累積合計）

○提案事務 2,762 事務に対し、**約 8 割**（2,302 事務）の事務の受入れ
⇒うち広域連携 745 事務

◆事務ごとの状況

○提案事務 89 事務の状況
・対象市町村全てに移譲が完了・・・22 事務

※「移譲率」「事務ごとの状況」には、提案後、法定移譲となったものを含む

★「特例市並みの権限移譲」により、**短期間に大幅な権限移譲が実現**

3 これまでの総括（成果や課題、取り巻く環境）

◇特例市並みの権限移譲の取組み

【市町村・住民等の評価】

◆地域の実情に即した取組みの実現、窓口が近くなったことにより相談しやすくなったなど、総じて肯定的

【課題】

◆市町村間・事務毎における**移譲状況のバラつき**
（市町村毎：52%～100%、事務毎 17%～100%） ※H25 現在

◆市町村の体制構築が困難

・**人員配置（特に専門職の配置）が困難**
・処理件数が僅少な事務が多く、**ノウハウの定着や蓄積が困難**

⇒**現行体制でさらなる権限移譲を進めていくことは、一定の限界**

◇「基礎自治体への権限移譲」を取り巻く環境

◆第 30 次地方制度調査会（答申）《抜粋》

- 今後の基礎自治体の行政サービス提供体制の構築
 - ◎自主的な合併や市町村間の広域連携、都道府県による補完など多様な手法の中から各市町村が最も適したものを自ら選択
⇒地方自治体間の柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化
- 中核市、特例市制度の統合（H27.4 地方自治法施行）

◆地方分権改革有識者会議（中間取りまとめ）《地方分権改革の総括と展望》

- 地方分権改革推進委員会で**勧告された各般の課題への対応も一区切り**
- 短期間集中型の改革スタイルから、**地方の発意に根差した息の長い取組みを行う改革スタイルに転換**

★**引き続き多くの事務を短期間に移譲していく環境とは言い難い**

4 今後の権限移譲の方向性〔H26.3〕

《大阪府・市町村分権協議会における取りまとめ》

◎「特例市並みの権限移譲」の充実

・基礎自治体の事務として移譲を進めてきた事務であることから、**市町村間・事務毎のバラつきを解消し、定着・充実を図ることが先決**

◎新たな事務の移譲

・住民に身近な行政サービスを市町村が提供できるよう、**他府県実績を踏まえ、市町村で処理する方が効果的な事務について、移譲を検討**

◎広域連携の推進

・現行体制でさらなる権限移譲を進めていくことには、一定の限界であることから、**市町村間の広域連携をさらに推進**

5 さらなる権限移譲の取組み

I 権限移譲

◇「特例市並みの権限移譲」の充実（最優先）

- ◆対象市町村全てに移譲が完了していない事務のうち
 - ◎未移譲団体が残り少ない事務を中心に、「重点取組事務」を設定（41 事務）
 - ◎各市町村と個別協議により移譲を推進

◇新たな事務の移譲《約 500 条項》

- ◆他府県の移譲実績をベースに
 - ◎市町村種別に応じた移譲を基本とした移譲事務を設定（33 事務）
 - ◎受け入れやすいと思われる事務を、「重点取組事務」に設定（10 事務）
 - ◎新たな設定事務を基に、各市町村が任意で計画を策定（H27～3 年間）

◇「手挙げ方式」による権限移譲を積極的に検討

◆市町村からの要請には、個別に対応（実績：パスポート発給事務）

II 体制整備

◇広域連携の一層の推進

- ◆未設置地域への働きかけ
- ◆新たな分野等への展開（連携協約・事務の代替執行の仕組みも活用）

「地域ブロック会議」の運営

権限移譲や広域連携の推進を図るためのきめ細やかなサポートを行うための窓口機能として、H26 年度に府内 7 地域で立ち上げ ⇒ H28 年度以降も継続

◇中核市移行支援

※自治法改正による人口要件の引下げ（30 万人以上→20 万人以上）により、吹田市に加え、新たに岸和田市、茨木市、八尾市、寝屋川市が要件を満たす

【府における支援体制】

◇人的支援

- ◆府職員の出張・派遣・人事交流・市町村職員研修生の受入
- ◆移譲前後における研修や説明会の実施
- ◆府 O B（人材バンク）の活用

◇財政措置

- ◆市町村振興補助金の活用
 - ⇒新たな移譲事務の推進や広域連携体制構築に重点化
- ◆移譲事務の実施に必要な財源措置としての交付金
 - ⇒移譲交付金の検証及び効果的な運用における見直しの検討

◇権限移譲・広域連携の推進のサポート体制の構築

- ◆地域ブロック会議を通じたきめ細やかなサポート